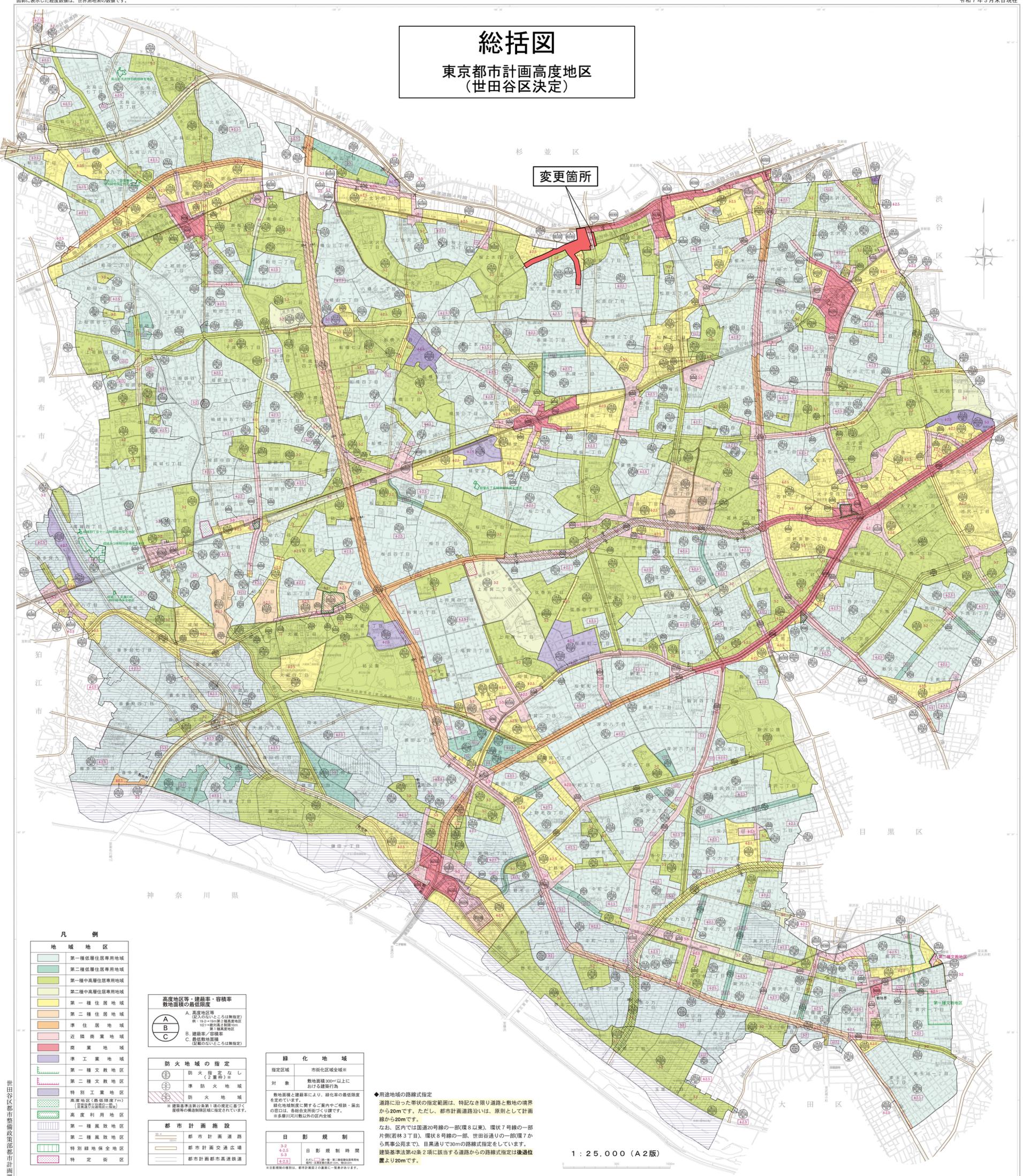


総括図

東京都市計画高度地区 (世田谷区決定)

変更箇所



凡例

地域地区	
[Green Box]	第一種低層住居専用地域
[Light Green Box]	第二種低層住居専用地域
[Yellow-Green Box]	第二種中高層住居専用地域
[Yellow Box]	第一種住居地域
[Light Yellow Box]	第二種住居地域
[Orange Box]	準住居地域
[Pink Box]	近隣商業地域
[Red Box]	商業地域
[Purple Box]	準工業地域
[Light Blue Box]	第一種文教地区
[Light Green Box]	第二種文教地区
[Dark Green Box]	特別工業地区
[Dark Green Box]	高度地区(容積率75%) (普通地区(容積率50%)に準ずる)
[Dark Green Box]	高度利用地区
[Light Green Box]	第一種風致地区
[Light Green Box]	第二種風致地区
[Light Green Box]	特別緑地保全地区
[Light Green Box]	特定街区

**高度地区等・建蔽率・容積率
敷地面積の指定程度**

A	高度地区等 (記入のないところは無指定) ※100㎡以上の敷地面積 ※100㎡未満の敷地面積
B	建蔽率/容積率 ※1階建て敷地
C	記載のないところは無指定

防火地域の指定

[Circle with slash]	防火指定なし (2重枠)
[Circle with slash]	防火地域

都市計画施設

[Red Line]	都市計画道路
[Orange Line]	都市計画交通広場
[Blue Line]	都市計画都市高速鉄道

緑化地域

指定区域	市街化区域全域
対象	敷地面積300㎡以上 における建築行為

日影規制

3.2	日影規制時間
4.2.5	日影規制時間
5.3	日影規制時間
6.2.3	日影規制時間

◆用途地域の路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。
なお、区内では環道20号線の一部(環8以東)、環状7号線の一部(片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7から馬事公団まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位置より20mです。

1:25,000 (A2版)